

■ 研究発表論文

五箇山相倉集落における農地保全に関する研究

A Study on the Farmland Conservation in Gokayama Ainokura Village

春名 美玲* 黒田 乃生**

Mirei HARUNA Nobu KURODA

Abstract : The objective of this research is to study the way of conservation of the farmland in Gokayama Ainokura Village, which the entire village has been preserved as cultural properties. This research focused on the following two points; the transition of historic land use, and the present problems of the farmland conservation projects. As a result, it became clear that there is the gap of the agricultural products among the historic land use, the present farmland, and the picture of the future by conservation. It became also clear that the present farmland conservation projects have financial problem. In conclusion, this research could suggest the following three points about the direction of farmland conservation in the future; share the role of each conservation actor, raise awareness about the historic land use as cultural property, and separate the areas of the farmland conservation, for example, the core conservation zone from other zones where gently return to the forest.

Keywords: farmland conservation, rural-urban interchange, Gokayama Ainokura Village

キーワード：農地保全，都市農村交流，五箇山相倉集落

1. はじめに

(1) 背景と目的

五箇山相倉は富山県南砺市に位置し、人口 59 名、世帯数 20 戸の集落である。昭和 45 年に史跡指定、平成 6 年に重要伝統的建造物群保存地区に選定、平成 7 年に世界遺産登録を受けている。集落全体が文化財として保護の対象になっているため、農地も文化財の周辺環境の一部として保存することが求められている。

これまでの五箇山相倉の保全については垣内¹⁾、和田ら²⁾、荒井ら³⁾、水ノ江ら⁴⁾の先行研究がある。垣内の研究では、観光客が労働力としてのボランティアの潜在的な母体となりうることを指摘している。一方、和田は茅葺屋根を対象として、合掌造り家屋の継承には、それを支える一連のシステムに着目する必要があり、さらに住民と関係団体が「残したい合掌造り像」を共有するべきであると述べている。また、水田の割合が減少しているという問題点も指摘されている。

既往研究では文化財の集落を維持していく担い手の不足と変容の可能性が指摘されている。特にボランティアを活用して、相倉では都市農村交流を主とした農地保全が行われているものの、その効果は十分に検証されていない。また、十数年ごとに葺きかえる茅葺屋根に比べ、農地は半年から 1 年と更新のサイクルが短く、継続的な保全手法について検討する必要がある。

本研究では、五箇山相倉を事例に農地保全手法の今後の展望について考察することを目的とする。そのため、①明治期以降の土地利用の変遷と現状、②現在行われている農地保全事業の問題点、から今後の農地保全手法の方向性について考察する。

(2) 研究の方法

土地利用の変遷は資料から、現状は現地調査によって把握した。資料は明治時代地番図および昭和 52 年、平成 6 年の土地利用図を用いた⁵⁾。次に農地保全事業実施者と地域住民へのヒアリング調査の結果より、現在の相倉の農地保全事業の問題点を把握した。

また、今後の保全方法として、来訪者を農地保全に関わる一つ

の母体と捉え、農地保全に対する意識や農作業体験への需要、好ましいと感じる景観構成要素についてアンケート調査を行った。

2. 相倉集落における明治期以降の土地利用の変遷

(1) 農地の変遷

図-1 から図-4 は集落の土地利用を示したものである。明治期には農地が北西の山中まで延び、現在より広い範囲を農地として使用していた(図-1)。明治初期の畑は 24ha あったとされている⁶⁾。相倉を含む平村全体で明治期の間に畑の面積が 361ha から 915ha に拡大しているが、これは桑畑の拡大であった。明治期から戦前にかけて水田は存在せず、集落のほとんどを桑畑が占めていた。また桑畑の中に楮が混生し、菜園は家屋周辺の一部にとどまっていた。桑畑で採取された桑は合掌家屋で養蚕に利用され、農業と合掌家屋が密接に結びついていた⁷⁾。

昭和 52 年⁸⁾には農地全体の面積は減少する一方で、水田が増加した(図-2)。昭和 30 年代後半から 40 年代にかけて大規模な開墾が行われ、山沿いの桑畑が水田となり、昭和 42 年に米の完全自給が実現した。しかし同時に昭和 40 年代には傾斜地の畑利用は減少し、一部で植林がはじまった。昭和 45 年には史跡に指定され、土地の形状や用途の変更が規制されるようになった。

昭和 53 年から減反政策が開始されたが適当な転作作物がなく、大部分が山林となった。平成 6 年⁹⁾には農地全体の面積はさらに縮小し、なかでも畑の減少が著しい。史跡指定によって土地の形状に変化はないが、その利用は大きく変化した(図-3)。

(2) 農地の現状

平成 17 年の相倉の農地は約 4.4ha である。そのうち経営耕地は 2.21ha、耕作放棄地は 2.19ha である。総農家数は 11 戸で、そのうち販売農家が 2 戸、自給的農家が 9 戸である¹⁰⁾。

現在の集落の主要な土地利用は、田、畑、休耕地、山林、宅地である。そのうち最も多くの面積を占めているのは山林である(図-4)。ヒアリングによると、山林は昭和 40 年代に桑畑に植林した

*東京都公園協会 **筑波大学大学院人間総合科学研究科



図-1 明治時代

(『相倉集落地番図』南砺市平行政センター所蔵より作成)



図-2 昭和 52 年

(「史跡保存管理計画土地利用図」『史跡越中五箇山相倉集落保存管理計画策定報告書』(1977) 平村発行より作成)

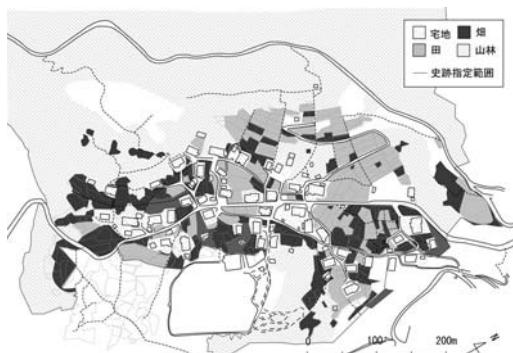


図-3 平成 6 年

(「史跡保存管理計画土地利用図」『国指定史跡越中五箇山相倉集落保存管理計画策定報告書』(1996) 平村教育委員会発行より作成)

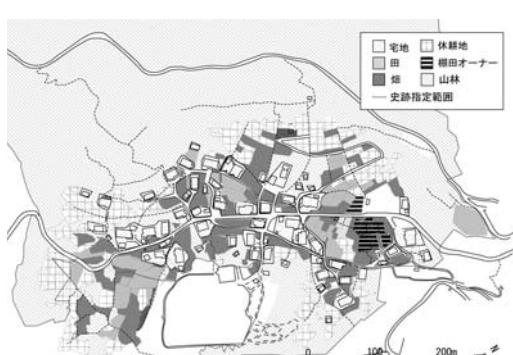


図-4 平成 20 年 (現地調査を元に作成)

もの、近年茅場や田畠が耕作放棄され森林となったものがある。休耕地は集落の周辺部にも発生している。田畠はとともに自給用のものである。また一部の畠では春に合掌家屋の古茅を敷き詰めて養生させるなど、伝統的な農地利用を行っているところもある。

以上のことから、明治以降現在に至るまで相倉の農地は桑畠の消失、田の増加と減少などの変遷があり、また史跡指定を受けた後も農地の山林への変換、畠の減少など土地利用は大きく変化していることが明らかになった。

3. 農地保全の取り組み

(1) 南砺市による棚田オーナー制度 (『みんなで農作業の日 in 五箇山』)

(i) 概要

五箇山の農地保全は、行政、農業公社、相倉集落保存財團等の複数の主体による事業が互いに関連し合って行われている。その中で最も中心的な事業が『みんなで農作業の日』in 五箇山である。この事業は地域の耕作放棄地の復旧と中山間地域の棚田保全を訴えるために平成 12 年度に始まった。現在では特産振興、景観保全等を通じた地域活性化を目的とし、五箇山の各地域でそば、棚田、赤かぶオーナー等の都市農村交流が展開されている¹¹⁾。事業には行政をはじめ農業関係の各団体や観光協会、NPO 等が参加し、1 年を通じてイベントが実施されている。

相倉ではその中の「棚田オーナー事業」を中心に、「五箇山ブランド推進事業」、「棚田コーリャク隊事業」が展開されている。棚田オーナー事業は平成 17 年度より実施され、料金は 1 区画 20,000 円で区画面積は約 100 m²、年 2、3 回の農作業体験イベント、玄米 30kg が特典となっている。平成 19 年度の実績は 14 組の参加があり、そのうちの 6 組がリピーターである。

五箇山ブランド推進事業では棚田オーナー事業の水田で収穫された米を販売する。世界遺産米として集落内の民俗資料館で、1 升入り 1,000 円で販売している。売上は事業の収入となり、平成 20 年度は 150 袋を販売した。

棚田コーリャク隊事業は、管理作業ボランティアとして五箇山地域全体で活動する。平成 19 年度は各オーナーと共にイベントに参加し、田植え、稲刈り、そば、赤かぶの播種、間引き、収穫を行った。登録者数は個人が 35 名、企業が 1 社である。

(ii) 事業主体

主な事業主体は南砺市で、農政課に実行委員会事務局が置かれている。事務局は事業の企画、経理、広報、オーナーの募集、イベントの運営及び進行などを行う。イベント時には他課から多くの職員が「コーリャク隊」として参加するが、基本的には担当者 1 名に任されており、イベント、日常管理共に集落の住民の参加はあまり見られない。また、文化財保護を担当する南砺市文化課は本事業には関わっていない。

(iii) 財務収支

棚田オーナー事業の平成 20 年度の事業の収支精算は表 1 の通りである。収入の 44.5% が県と市からの補助金である。支出のうち農地の管理費が全体の 22.5% となっている。また、ヒアリングによると資機材、原料費のなかでハサを組む委託費用が 10 万円を超えており、維持管理に加えイベントの演出のための費用も必要であることがわかる。棚田オーナー制度の収支はほぼ一致しているが、管理費などは現在のところ県や市の補助金によっており、こうした補助金なしには事業は成立しないと考えられる。

(2) 五箇山農業公社による農地保全事業

五箇山農業公社は農家の高齢化や戸数減少への対策として旧村と農協が出資金を出し、平成 20 年 4 月に設立された¹²⁾。主な業務は、農家からの一部作業受託や全般的な農地管理受託（農地保全事業）、育苗、農作物・堆肥の販売等である。

表－1 平成20年度収支（南砺市資料を基に作成）

区分		円	(%)
収入	オーナー料金	280,000	24.9
	市補助金(県費・市費)	500,000	44.5
	分担金	40,000	3.6
	米販売金	247,000	22.0
	繰入金・雑収入	56,514	5.0
	合計	1,123,514	100.0

区分		円	(%)
支出	地ごしらえ費	64,000	5.7
	管理費	253,156	22.5
	作業費	27,200	2.4
	施設使用料	27,450	2.4
	資機材・原料費	169,731	15.1
	広報経費	27,937	2.5
	世界遺産米販売経費	242,586	21.6
	その他費用	164,719	14.7
	次年度繰越金	146,735	13.1
合計		1,123,514	100.0

南砺市とも連携し、オーナー事業では実行委員会の一員である。また、オーナーに貸し出される農地は、主に農業公社が農家から全面受託として請け負っている農地を用いるため、日常の管理作業は農業公社が行う。相倉の棚田オーナー事業においても草刈、追肥等の管理やハサ作成等のイベント準備、イベント時の技術指導に携わっている。

ヒアリングによると、農業公社の事業のうちオーナー事業を含む農地保全事業は、事業の中で最も重要な事業のひとつとしてみなされており、利益は出難いが採算を度外視し、ほかの事業で利益を得る努力を行っている。しかし、このことや農業公社の運営も中山間地域等直接支払制度の交付金を充てていることからも、農地を保全することは公益として考えられ、利益を得ながら取り組みを持続させることは難しいことがわかる。

(3) 世界遺産相倉集落保存財団による耕作放棄地の復旧

世界遺産相倉集落保存財団は平成7年に設立された。「世界遺産の永続的保存伝承」を理念とし、遺産保存継承、住民の生活環境の向上を目的とする。集落内の共用部分の保存、空き家となった合掌家屋の管理、民俗資料館の運営等を行う。また観光客に対する窓口にもなっており、財団職員が集落保存のために使われる協力金を徴収している¹³⁾。

財团においても集落の景観保全として、耕作放棄地の復旧が行われている。住民の耕作放棄地を借り上げ、野菜畠や花壇として利用している。オーナー事業地に隣接した土地になす、さつまいも、赤かぶ、大根、白菜、黒豆、花卉等を作付する。これらの収穫物は民俗館で「世界遺産の地で取れた野菜」として販売している。野菜販売による利益はほとんど出でていないが、観光客に農作物を販売することで遊休農地管理に付加価値をつけ、良好な景観つくりに貢献するという位置づけである。昨年度よりカメラマンの要望もあってそばの作付を開始した。集落内でそばが作付されるのは約50年ぶりという。収穫したそばを使用し、そば打ち体験教室を行った。

4. 住民及び来訪者の農地保全に対する意識

(1) 住民

ヒアリング調査の結果、集落の住民からはオーナー事業について「田畠を荒らすよりはオーナー事業等で耕作されている方が良い」という意見が複数あった。しかし一方で「オーナー事業もイベントに過ぎず、本来は財団が徴収している協力金で維持できるようにするべきだ」という指摘もある。また農地を貸し出している住民からは「荒らすよりは、オーナーで農地を貸し出した方が良いが、他に良いアイデアがあればそちらを採用したい」、「貸出先は農業公社であり、一度地域の組織を介して都市住民に利用させていているため、安心感がある」との意見があった。また、オーナー

事業の農地は集落入口に集中しているため、集落の奥に居住する住民の中には、「具体的に誰が何をやっているかは知らない」という意見もあった。

農地を保全することについては、「保全したほうが良いが高齢等のため難しくなってきてる」という意見が複数あった。高齢者からは、「農地は守りたいが、自分の次の世代はどうなるか分からない」等の声が聞かれた。一方、民宿や土産物屋などの観光産業に携わる住民からは「田畠を綺麗にしていると観光客が喜ぶので保全したほうが良い」という意見があった。

保全手法については、「ボランティアでは継続性がなく人を雇う必要がある」「自分の農地も耕作してほしいが、農業公社も人手不足で頼めない」「自ら観光農園や農業体験等を行うことは結局自分が管理しないといけないので、実現可能ではない」とあった。

住民は立場や世代に関わらず、農地は保全したいと考える人が多い。しかし相倉では多くが自給的農家であり、農業公社に料金を支払って委託する必要性も少なく、オーナー事業用地以外の休耕地は手付かずのままになっている状態である。また、オーナー事業についても、住民の積極的な参加は少なく、中には戸惑いを感じているものや情報が十分に伝わっていないという面も見られた。さらに、オーナー制度では農業公社を介して農地を貸しているため、住民にとっては農地を都市農村交流に提供するという意識よりも農業公社に管理を頼んでいる面のほうが強いとも考えられる。所有者は管理を外部委託することで安心感がある反面、農地保全活動に積極的に参加する必要がないために、地域住民の参加の促進には繋がっていないと考えられる。

(2) オーナー事業参加者

実際にオーナー事業に参加した人々の意識では、事業への感想としては全ての参加者が楽しかったと答えている¹⁴⁾。申し込んだ理由は、「五箇山が好き」が19名で最も多く、「家族、知人に農作業体験をさせたい」16名、「五箇山の耕作放棄地防止、景観保全に協力したい」15名の順になっている。参加者が印象に残ったと回答したものは、農作業や収穫物への喜び、地元住民との触れ合い、伝統芸能、伝統料理や温泉などで、事業への要望として、事業の継続、より自由な農作業・宿泊・空き家の斡旋等があった。

(3) 来訪者

相倉に観光で訪れた人々に、集落風景を構成する農地についてアンケートを実施したところ、91%が「農地を維持すべき」と回答した¹⁵⁾。維持の手法については、「世界遺産なので国が維持すべき」が最も多く、次に多く選択されたのは「観光農園や農業体験といった観光の一つとして維持する」となっている（表－2）。一方、現在行っている「地域外の人のボランティアによって維持する」は26.7%と最も少ない。オーナー体験参加意欲について体験してみたいプログラムは、「そば打ち体験ができるそばオーナー」が最も多く選ばれた（表－3）。

土地利用調査の結果を元に景観構成要素を選び、好ましい集落風景の写真として評価してもらった結果、来訪者は水田のある風景を最も好ましいと評価した。他にもそば畠、花畠等農地として利用されている風景が、生活感がある、自然が残っているなどの理由で好ましいと評価された（表－4）。

このアンケート結果からは現在のオーナー制度よりも、そば等を中心とした観光体験を利用した手法の可能性が示唆される。

5. 結論

相倉の土地利用は桑から田、そして山林へと変遷しており、現在の形状は戦後に桑畠が水田に開墾された時点の原型を基本にしていることを確認した。

農地保全の取り組みではオーナー事業参加者の満足度が高い一

表-2 農地の維持

項目	選択肢	回答数	(%)
保全方 法・主体*	世界遺産なので、国が責任を持って維持するべきである	76	58.0
	観光農園や農業体験といった五箇山観光のひとつとして維持する	50	38.2
	助成金や基盤整備を行い住民が耕作する	43	32.8
法・主体*	観光客に農地維持のための協力金を支払ってもらう	38	29.0
	地域外の人のボランティアによって維持する	35	26.7
	その他	3	2.3

*複数回答

表-3 興味のある農作業体験

項目	選択肢	回答数	(%)
興味のあ る体験*	自分で汗したそば粉でそば打ち体験ができる「そばオーナー」	61	42.4
	世界遺産の中でのハサ掛け「お米オーナー」	26	18.1
	農作業体験には興味がない	23	16.0
	日本の主食の原点であり健康バランスの高い雑穀の栽培	16	11.1
	五箇山特有の鮮やかな赤色に色付く「赤かぶオーナー」	6	4.2
	その他	6	4.2

*複数回答

表-4 好ましい景観構成要素

項目	単位:%							
	水田	そば畑	花畑	野菜畑	桑畑	芝生広場	原野	駐車場
良い	93.1	78.5	66.7	54.9	42.4	32.6	24.3	20.8
どちらでもない	6.3	11.8	17.4	27.1	26.4	27.1	24.3	18.8
良くない	0.7	5.6	11.8	15.3	25.7	34.7	48.6	58.3
無回答	0.0	4.2	4.2	2.8	5.6	5.6	2.8	2.1

方で、住民の参加はほとんど見られないことが明らかになった。現在の農地保全事業は、事業主体や事業による安定した収益があるとは言いがたく、今後の継続性に問題が残る。このことから住民も農地保全の必要性を感じるもの、収益性の低いオーナー事業やボランティアによる保全に疑問を感じるようになっていると考えられる。また保全箇所についても、オーナー事業の農地は集落入口の目立つ部分の農地に集約しているため、まとまった景観が形成されているが、反対に集落内部の家屋周辺の小規模な農地は実質的に保全のための仕組みがないため、住民と保全活動との接点がなく、情報も共有されていない。

来訪者は、集落の良好な姿には農地が必要であるとの意識であった。農地としての利用の中でも、来訪者は桑などと歴史的に合掌造り家屋と直接関連する土地利用よりも、水田や花、そばなど一般的な農村風景を好ましいものとして評価した。また、来訪者が興味を持つ作物はそばであることが明らかになった。

現在相倉で復旧されている農地は水田である。しかし相倉において水田が広がっていたのは昭和40年代からのわずか10年間にはすぎない。また、そばが主に作付けされていた期間は今回の調査では確認できなかった。このように現在の農地の活用の需要と、文化財としての歴史的な土地利用にはそれが見られることが明らかである。さらに、現在の農地保全事業では所有者と耕作者が異なっている。しかし相倉が生活の場であることを考えると、これまで受け継いできた農地を外部の力を借りて維持することと文化財の構成要素としての農地保全を両立すること、所有者は農地を提供するだけでなく保全活動に参加していくことが必要である。

土地利用の違いを両立させるには、各事業の特徴をより明確にしていくことで可能になる。これまでの実績より、イベントを多く手がけてきた行政では、NPOや観光団体とともに、来訪者のニーズの高いそばや花、水田の時期にあわせてイベントを開催し、景観の創造および農地保全事業の周知を行うなどが考えられる。また来訪者が多く集まるイベントにおいて収益を得ることは、財源の確保にもつながり継続的な農地保全を行うことができる。

保存財団は遺産の継承という理念からも、歴史的に関係の深い桑や茅葺に用いられる茅、地域の在来種などを育てる、または伝統技術の復旧等といった情報発信の試みを行い、付加価値の創出により取り組んでも良いと考えられる。

また住民が保全にさまざまな形で参加することができる仕組みを考える必要がある。例えば、これまで行ってきた伝統的技術や地域に伝わる知識を、技術指導などを通じて現在の耕作主体に伝

えていくことがある。そうすることで、農地保全活動への理解や参加が生まれ、住民を巻き込んだ地域文化の継承が可能となる。

保全箇所の差については、重点的な保全区域を設定することが必要である。事業規模の大きなオーナー事業は集落入口のまとまった景観を創造するのに効果的である。保存財団の行っている農地保全は、オーナー事業では手の届かない家屋周辺の小さな農地を対象とし、集落内側の耕作放棄地の増加を防ぐことが重要である。また、近年の相倉の人口は年々減少傾向にある。従って農地として保全する他に、規模の大きな農地や家屋周辺等の守るべき農地を集約しそれぞれの手法で適切に保全すると同時に、周辺部や山側の農地は徐々に山林としての周辺環境へと移行させていくといった観点での保全手法も必要になってくるであろう。

農地保全はどのような形であれ営農が続けられていくことが重要である。史跡や重要伝統的建造物群保存地区といった現在の文化財保護制度では農地を価値づけにとどまり、保全するシステムは後付になるという問題点がある。しかし、さまざまな人々によって合掌造りの生活が守られているように、農地も耕作形態や耕作主体などの関わり方を変えながら、集落とともに次世代に受け継いでいくことが農地保全としても文化財保護としても重要なことであると思われる。

注および参考文献

- 垣内恵美子（2004）：CVMを用いた文化資本の定量的評価の試み－世界遺産富山県五箇山合掌造り集落の事例－：都市計画論文集39-2, 15-24
- 和田尚子・鈴木雅和・横張真（2007）：五箇山相倉集落における茅葺き屋根維持システムに関する研究：ランドスケープ研究70(5), 689-694
- 荒井崇浩・十代田朗（2002）：観光地化に伴う農山村伝統集落の空間変容及び住民生活への影響に関する研究－世界遺産五箇山相倉集落を事例として－：第37回日本都市計画学会学術研究論文集, 949-954
- 水ノ江秀子・西山徳明（2005）：史跡制度を用いた集落の景観保全に関する研究：日本建築学会九州支部研究報告44号, 509-512
- 土地利用図は文献8), 9) のものである。地番図と土地利用図、現地調査では基準が違うため数値による比較はできないが、文献資料の補完により、農地の大まかな変遷を把握することは可能であると判断した。
- 平村史編纂委員会（1985）：越中五箇山平村史上巻 平村, p727
- 平村史編纂委員会（1983）：越中五箇山平村史下巻 平村, p171
- 平村（1977）：史跡越中五箇山相倉集落保存管理計画策定報告書
- 平村教育委員会（1996）：国指定史跡越中五箇山相倉集落保存管理計画策定報告書
- 平成17年農林業センサス
- この事業は平、上平、利賀地域からなる五箇山全体を対象に行なわれている。相倉は平地域に属する。
- 五箇山農業公社は旧たいら農業公社と旧上平村農業公社が合併したものである。相倉は旧たいら農業公社の管轄で、旧公社は平成16年に設立された。
- 集落入口の駐車場で普通・軽自動車500円、小・中型バス2,000円、大型バス3,000円、二輪車100円を「保存協力金」として徴収している。
- 南砺市農政課が平成20年度事業実施後に郵送したアンケート調査による。事業全体の回答数は51名、うち棚田オーナー17名。
- 来訪者の考える農地保全のあり方や好ましい景観構成要素を把握するため観光客を対象にアンケート調査を実施した。対面式と郵送式を併用し、期間は平成20年8月13日～27日、有効回答数は144である。景観構成要素については水田、花畑、芝生広場、そば畑、桑畑、野菜畑、駐車場、原野の8種類の合成写真を作成し、それぞれの印象について5段階で評価を受けた。